

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

ラブソング株式会社

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に基づき、以下の項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ① 取扱職種：全職種
- ② 取扱地域：国内、ベトナム社会主義共和国

手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。なお、届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については、求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 500,000 円）上記のうちどちらか高い方とする。</u>（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 500,000 円）上記のうちどちらか高い方とする。</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u>

【サーチ／スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>2,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>10,000 円</u> 活動 1 日あたり <u>10,000 円</u> （または、活動 1 時間あたり） <u>2,000 円</u> 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%（または 500,000 円）上記のうちどちらか高い方とする。</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%（または 500,000 円）上記のうちどちらか高い方とする。</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：ラブソング株式会社 職業紹介責任者：山田貴大 連絡先：052-325-7640

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

（１）求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の山田貴大です。

（２）当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲はラブソング株式会社本社の職員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者山田貴大とする。
- 第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者山田貴大とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 弊社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を払戻する制度）は、以下の通り設定しています。

なお、求人者と弊社との契約において、以下と異なる取決めをする場合があります。

海外在住の特定技能外国人		国内在住の特定技能外国人	
弊社による特定技能外国人に対する支援委託契約受託あり			
入職日から 90 日以内	紹介手数料の 80%相当額	入職日から 45 日以内	紹介手数料の 80%相当額
入職日から 120 日以内	紹介手数料の 40%相当額	入職日から 60 日以内	紹介手数料の 40%相当額
入職日から 180 日以内	紹介手数料の 20%相当額	入職日から 90 日以内	紹介手数料の 20%相当額
弊社による特定技能外国人に対する支援委託契約受託なし			
入職日から 7 日以内	紹介手数料の 80%相当額	入職日から 3 日以内	紹介手数料の 80%相当額
入職日から 30 日以内	紹介手数料の 60%相当額	入職日から 15 日以内	紹介手数料の 60%相当額
入職日から 60 日以内	紹介手数料の 40%相当額	入職日から 30 日以内	紹介手数料の 40%相当額
入職日から 90 日以内	紹介手数料の 20%相当額	入職日から 45 日以内	紹介手数料の 20%相当額